

平成24年度 e・アンケートモニター
第2回アンケート NO.2 調査結果

テーマ「食の安心・安全の推進に向けた取組について」

I 調査の概要

1 調査の目的

食中毒や輸入食品による健康被害の発生、食品表示偽装事件、農産物の残留農薬の問題など、食品の安全性や信頼性が脅かされる事件が発生しています。

県では、こうした事態に対処し、食の安心・安全に向けた取組の一層の推進を図るため、平成20年度に「山口県食の安心・安全推進条例」を制定しました。

また、条例に基づく食の安心・安全に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成21年度に「山口県食の安心・安全推進基本計画」を策定しており、今後、計画に定める具体的な取組の推進に当たって参考とさせていただくため、調査を実施します。

2 調査実施期間

平成24年8月28日(火)～9月11日(火)

3 調査対象

平成24年度e・アンケートモニター 117人

4 回答状況

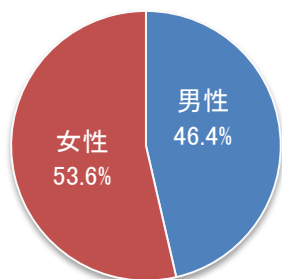
回答者 97人(回答率 82.9%)

5 調査担当課

山口県環境生活部生活衛生課

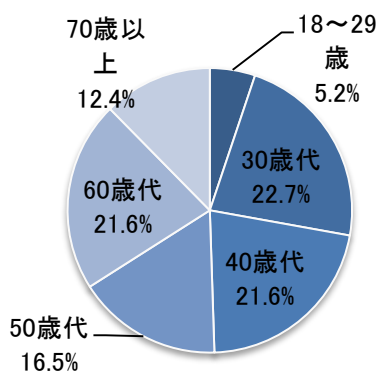
II 回答者の属性

■性別



区分	人数	%
男性	45	46.4
女性	52	53.6
計	97	100.0

■年代別

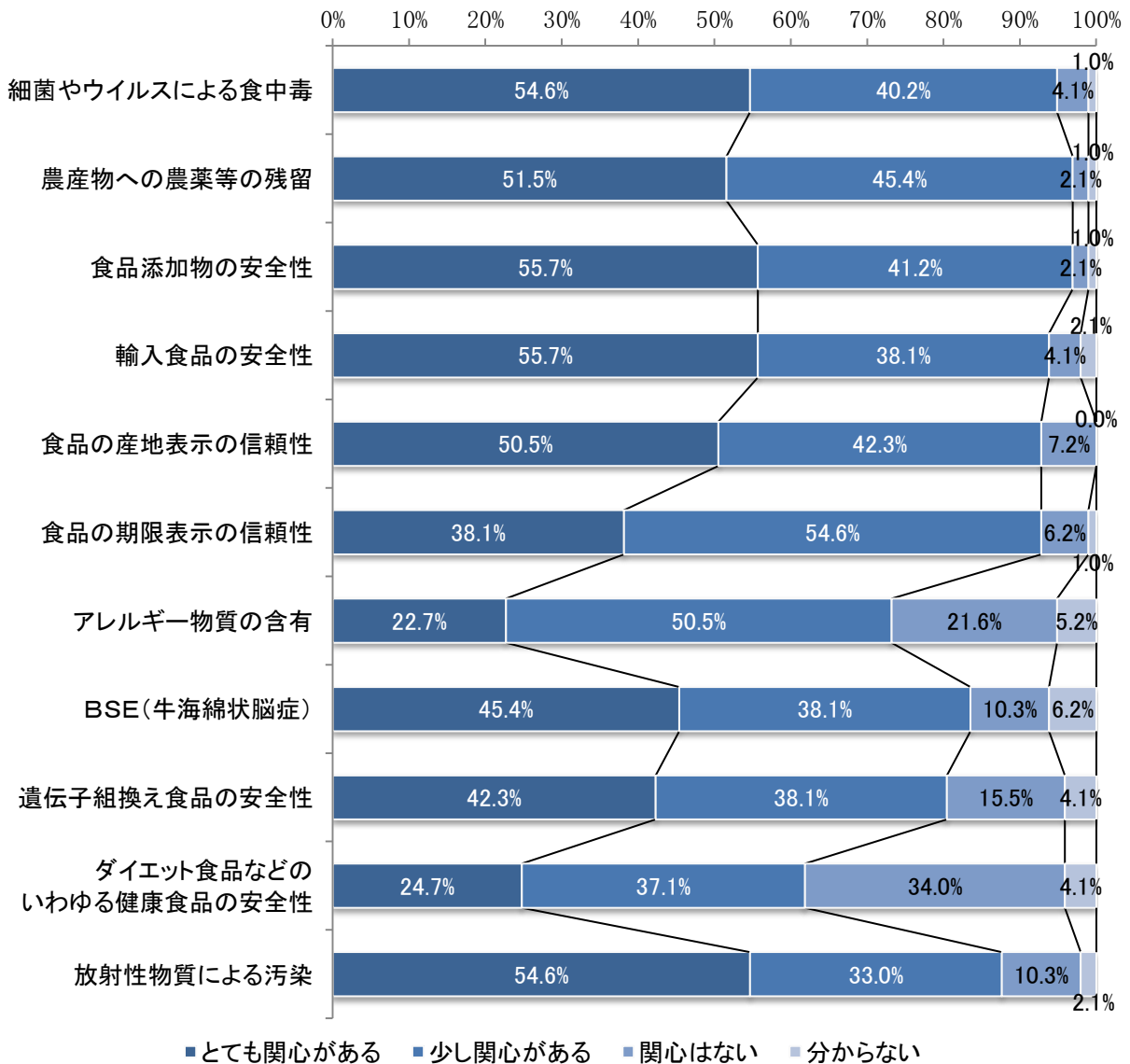


区分	人数	%
18～29歳	5	5.2
30歳代	22	22.7
40歳代	21	21.6
50歳代	16	16.5
60歳代	21	21.6
70歳以上	12	12.4
計	97	100.0

※「回答者の属性」、「調査結果」の各グラフ及び各表中に示した数値は小数点第2位を四捨五入しているため、全項目の合計が 100.0%とならない場合があります。

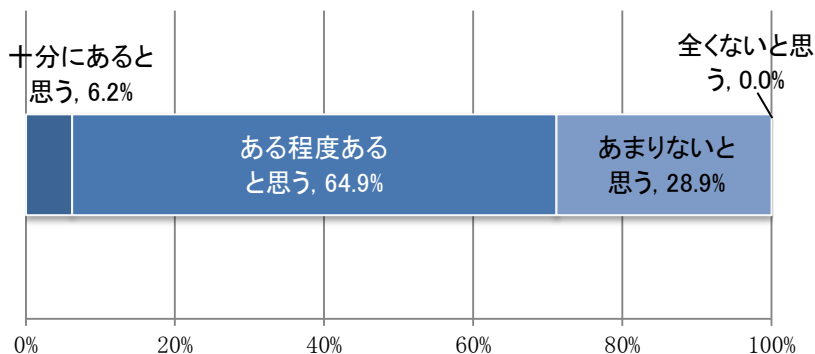
Ⅲ 調査結果

Q 1 あなたは、食品に関して、どのようなことに関心をお持ちですか。(それぞれ1つずつ)



選択肢	人数				%			
	とても関心がある	少し関心がある	関心はない	分からない	とても関心がある	少し関心がある	関心はない	分からない
細菌やウイルスによる食中毒	53	39	4	1	54.6	40.2	4.1	1.0
農産物への農薬等の残留	50	44	2	1	51.5	45.4	2.1	1.0
食品添加物の安全性	54	40	2	1	55.7	41.2	2.1	1.0
輸入食品の安全性	54	37	4	2	55.7	38.1	4.1	2.1
食品の産地表示の信頼性	49	41	7	0	50.5	42.3	7.2	0.0
食品の期限表示の信頼性	37	53	6	1	38.1	54.6	6.2	1.0
アレルギー物質の含有	22	49	21	5	22.7	50.5	21.6	5.2
BSE(牛海綿状脳症)	44	37	10	6	45.4	38.1	10.3	6.2
遺伝子組換え食品の安全性	41	37	15	4	42.3	38.1	15.5	4.1
ダイエット食品などのいわゆる健康食品の安全性	24	36	33	4	24.7	37.1	34.0	4.1
放射性物質による汚染	53	32	10	2	54.6	33.0	10.3	2.1

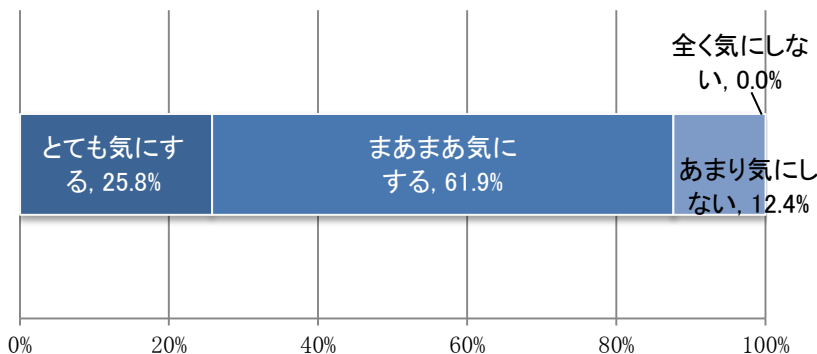
Q2 あなたは、食の安心・安全に関する知識について、どの程度あると思いますか。(1つのみ)



選択肢	人数	%
十分にあると思う	6	6.2
ある程度あると思う	63	64.9
あまりないと思う	28	28.9
全くないと思う	0	0.0

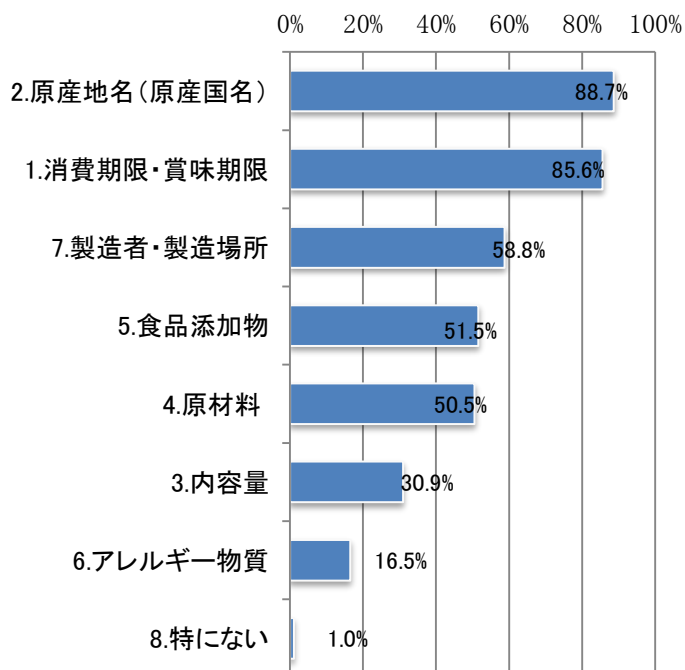
【食品表示】

Q3 あなたは、食品を購入する際、食品に記載されている表示をどの程度意識していますか。(1つのみ)



選択肢	人数	%
とても気にする	25	25.8
まあまあ気にする	60	61.9
あまり気にしない	12	12.4
全く気にしない	0	0.0

Q4 あなたは、食品を購入する際、意識する食品表示の項目は何ですか。(いくつでも)

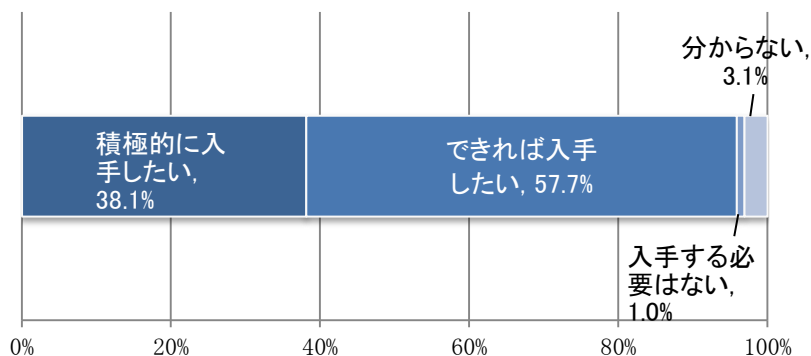


選択肢	人数	%
1.消費期限・賞味期限	83	85.6
2.原産地名(原産国名)	86	88.7
3.内容量	30	30.9
4.原材料	49	50.5
5.食品添加物	50	51.5
6.アレルギー物質	16	16.5
7.製造者・製造場所	57	58.8
8.特にない	1	1.0

(複数回答)

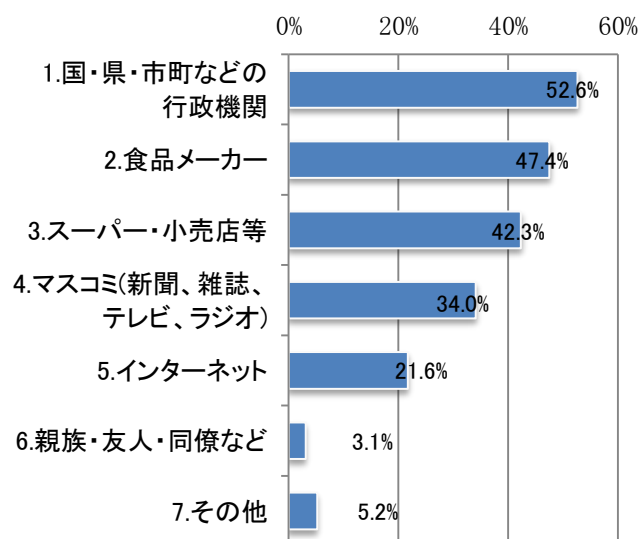
【食の安心・安全に関する情報と入手方法】

Q 5 食の安心・安全に関する情報を入手したいと思いますか。(1つのみ)



選択肢	人数	%
積極的に入手したい	37	38.1
できれば入手したい	56	57.7
入手する必要はない	1	1.0
分からない	3	3.1

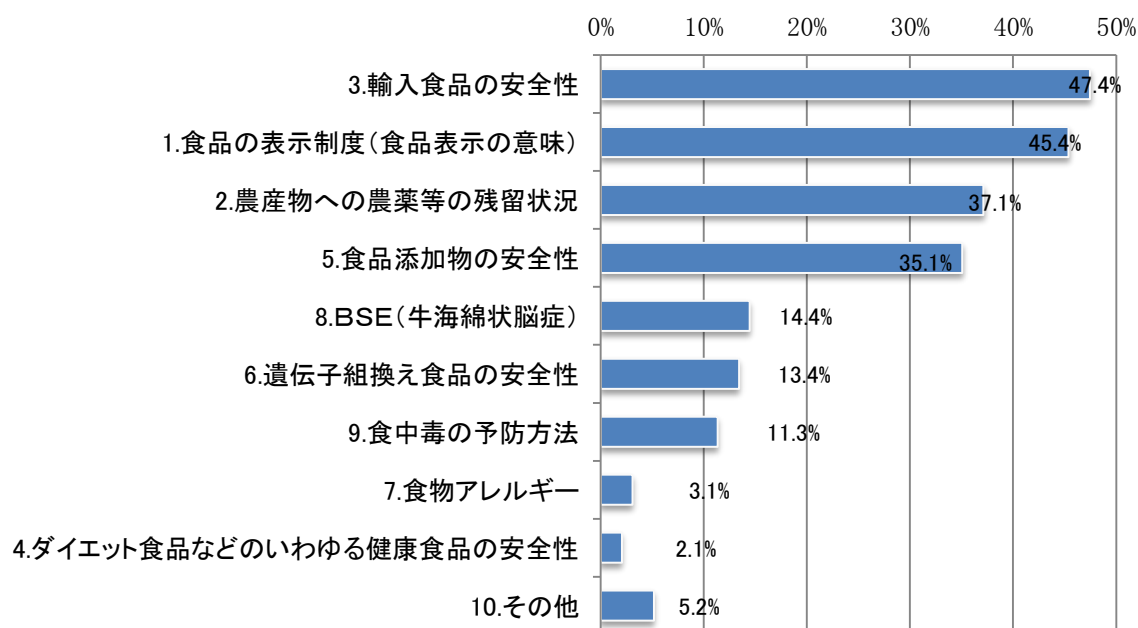
Q 6 あなたは、食の安心・安全に関する情報をどこから入手することができればいいと思いますか。(2つまで)



選択肢	人数	%
1.国・県・市町などの行政機関	51	52.6
2.食品メーカー	46	47.4
3.スーパー・小売店等	41	42.3
4.マスコミ(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)	33	34.0
5.インターネット	21	21.6
6.親族・友人・同僚など	3	3.1
7.その他	5	5.2

(複数回答)

Q 7 あなたは、食の安心・安全に関するどのような情報を入手したいですか。(2つまで)

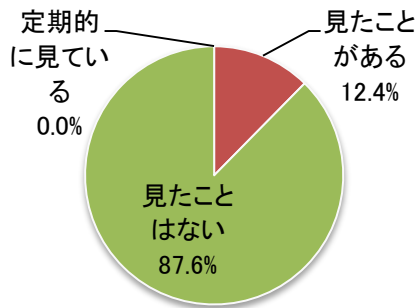


選択肢	人数	%
1.食品の表示制度(食品表示の意味)	44	45.4
2.農産物への農薬等の残留状況	36	37.1
3.輸入食品の安全性	46	47.4
4.ダイエット食品などのいわゆる健康食品の安全性	2	2.1
5.食品添加物の安全性	34	35.1
6.遺伝子組換え食品の安全性	13	13.4
7.食物アレルギー	3	3.1
8.BSE(牛海綿状脳症)	14	14.4
9.食中毒の予防方法	11	11.3
10.その他	5	5.2

(複数回答)

Q 8 あなたは、食の安心・安全に関する県の取組等を紹介している「山口県食の安心総合情報ホームページ※」をご覧になったことがありますか。(1つのみ)

※ URL: <http://www.pref.vamaguchi.lg.jp/cms/a15300/svoku/index.html>

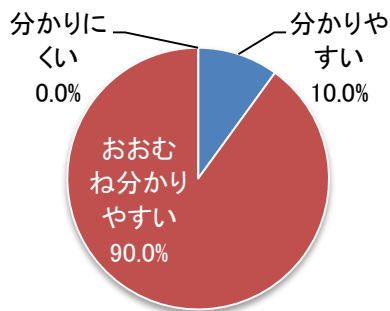


選択肢	人数	%
定期的に見ている	0	0.0
見たことがある	12	12.4
見たことはない	85	87.6

[Q 8で、「1. 定期的に見ている」「2. 見たことがある」と回答された方]

掲載している内容について、お伺いします。

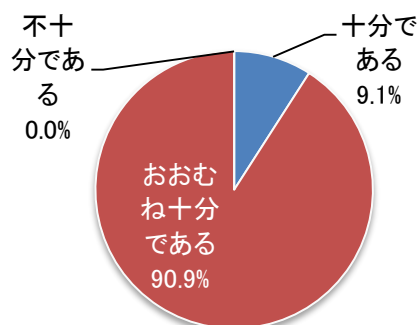
Q 9 「分かりやすさ」はどうか。(1つのみ)



選択肢	人数	%
分かりやすい	1	10.0
おおむね分かりやすい	9	90.0
分かりにくい	0	0.0

N=10 無回答 2

Q 10 「情報量」はどうか。(1つのみ)

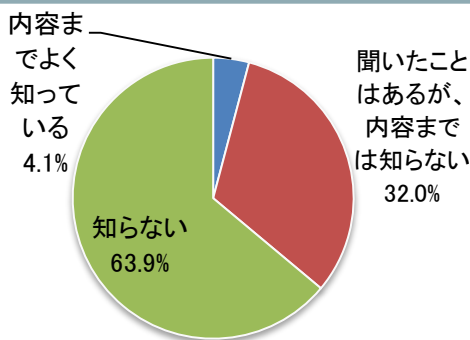


選択肢	人数	%
十分である	1	9.1
おおむね十分である	10	90.9
不十分である	0	0.0

N=11 無回答 1

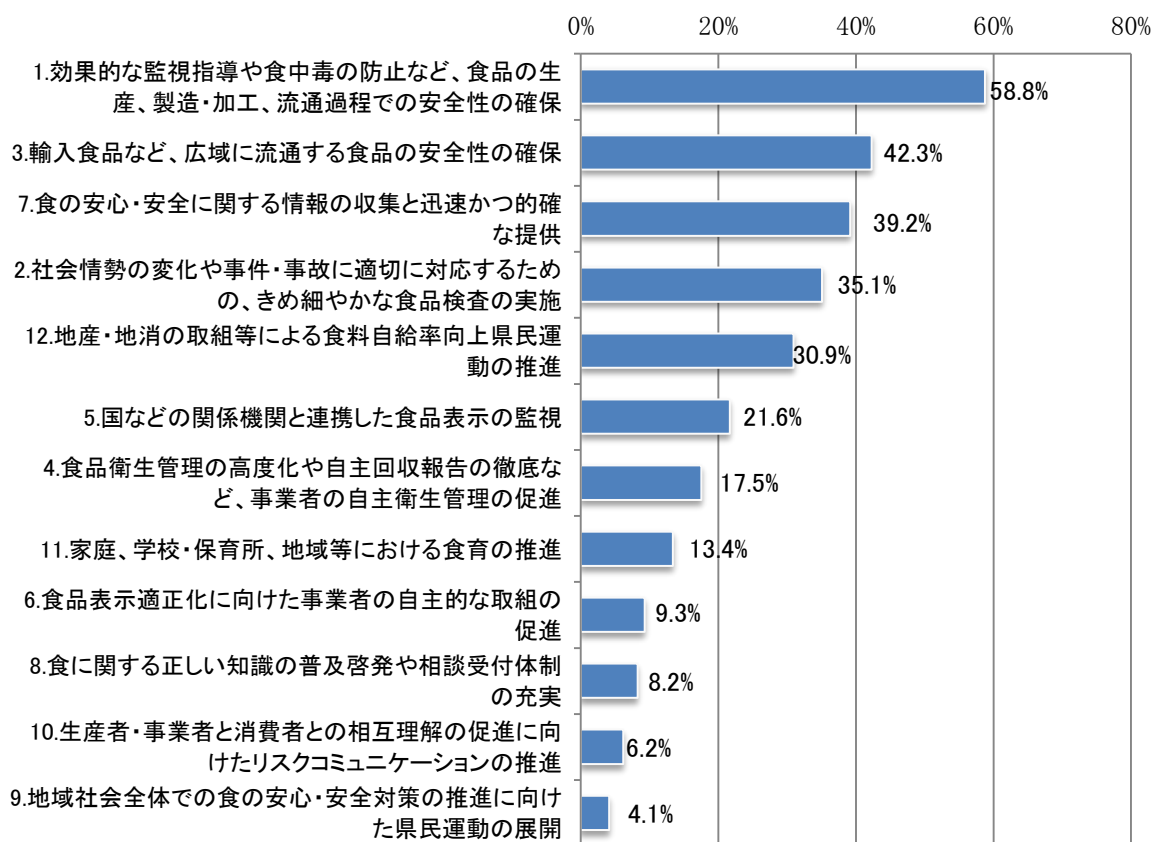
【山口県食の安心・安全推進条例等】

Q 1 1 あなたは、平成21年4月、「山口県食の安心・安全推進条例」が施行されたことをご存じですか。(1つのみ)



選択肢	人数	%
内容までよく知っている	4	4.1
聞いたことはあるが、内容までは知らない	31	32.0
知らない	62	63.9

Q 1 2 県では、「山口県食の安心・安全推進基本計画」に基づき、以下の取組を進めています。あなたが期待する取組は、次のうちどれですか。(3つまで)



選択肢	人数	%
1.効果的な監視指導や食中毒の防止など、食品の生産、製造・加工、流通過程での安全性の確保	57	58.8
2.社会情勢の変化や事件・事故に適切に対応するための、きめ細やかな食品検査の実施	34	35.1
3.輸入食品など、広域に流通する食品の安全性の確保	41	42.3
4.食品衛生管理の高度化や自主回収報告の徹底など、事業者の自主衛生管理の促進	17	17.5
5.国などの関係機関と連携した食品表示の監視	21	21.6
6.食品表示適正化に向けた事業者の自主的な取組の促進	9	9.3
7.食の安心・安全に関する情報の収集と迅速かつ的確な提供	38	39.2
8.食に関する正しい知識の普及啓発や相談受付体制の充実	8	8.2
9.地域社会全体での食の安心・安全対策の推進に向けた県民運動の展開	4	4.1
10.生産者・事業者と消費者との相互理解の促進に向けたリスクコミュニケーションの推進	6	6.2
11.家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進	13	13.4
12.地産・地消の取組等による食料自給率向上県民運動の推進	30	30.9

【BSE（牛海綿状脳症）】

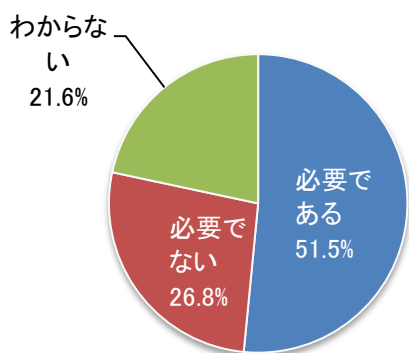
食用牛を対象とするBSE検査は、下のような変遷をたどり、山口県では、20ヶ月齢以下の牛を対象とするBSE検査を県単独の費用負担で実施しています。

現在、厚生労働省がBSE対策の再評価を依頼した食品安全委員会において、検査対象月齢を31ヶ月以上に変更した場合のリスクの比較等の審議が進められており、この審議の結果によっては、BSE検査の対象月齢が31ヶ月齢以上となることが考えられます。

【BSE検査の変遷】

- 平成13年9月 国内初のBSEが確認。
- 同年10月 食用とされる全ての牛を対象とするBSE検査が全国一斉に開始。
- 平成17年8月 厚生労働省は、食品安全委員会が「BSE検査の対象月齢を21ヶ月齢以上とした場合であってもリスクは変わらない」と答申したことを受け、BSE検査の対象月齢を21ヶ月齢以上に決定。以後、20ヶ月齢以下の牛についてのBSE検査は、都道府県等が自主的に実施。
- 平成20年7月 20ヶ月齢以下の牛についての国庫補助が廃止。（その後も山口県では、県単独の費用負担で検査を実施）

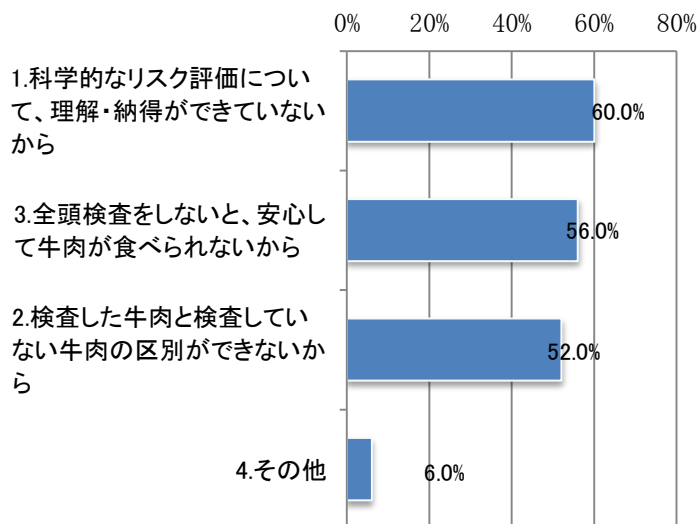
Q13 国が30ヶ月齢以下の牛については、BSE検査の有無に関わらずリスクは変わらないとした場合、山口県において、県の費用負担により、30ヶ月齢以下の牛のBSE検査を継続する必要があると思いますか。（1つのみ）



選択肢	人数	%
必要である	50	51.5
必要でない	26	26.8
わからない	21	21.6

【Q13で「1. 必要である」と回答された方へ】

Q14 「必要である」と回答した理由は何ですか。（いくつでも）

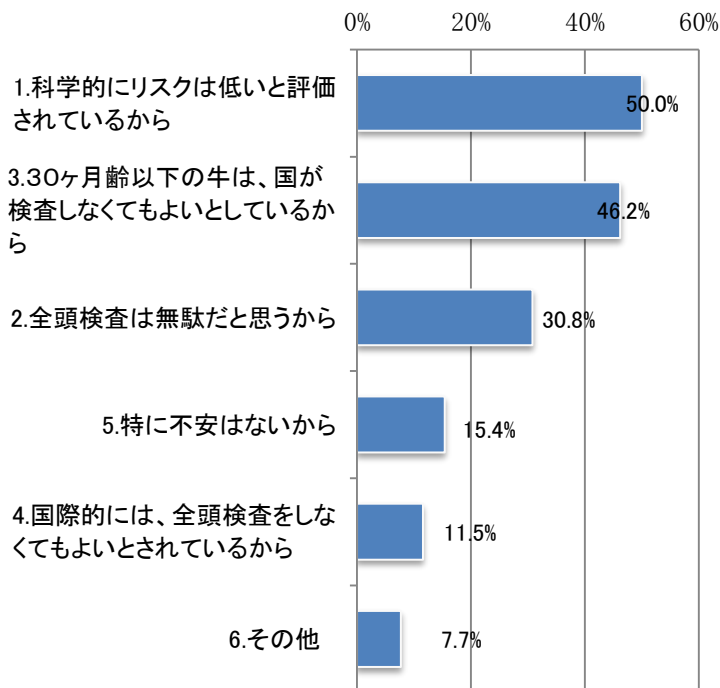


選択肢	人数	%
1.科学的なリスク評価について、理解・納得ができていないから	30	60.0
2.検査した牛肉と検査していない牛肉の区別ができないから	26	52.0
3.全頭検査をしないと、安心して牛肉が食べられないから	28	56.0
4.その他	3	6.0

(N=50 複数回答)

[Q13で「2. 必要でない」と回答された方へ]

Q15 「必要でない」と回答した理由は何ですか。(いくつでも)



選択肢	人数	%
1.科学的にリスクは低いと評価されているから	13	50.0
2.全頭検査は無駄だと思うから	8	30.8
3.30ヶ月齢以下の牛は、国が検査しなくてもよいとしているから	12	46.2
4.国際的には、全頭検査をしなくてもよいとされているから	3	11.5
5.特に不安はないから	4	15.4
6.その他	2	7.7

(N=26 複数回答)